

法務研修セミナー 第31回報告

裁判員裁判における弁護の理論と実務
——理論編・制度開始から3年目を迎えて——

中京大学法科大学院 教授・弁護士

福本博之

第1 制度の発足

平成11年6月2日、「司法制度改革審議会設置法」が参議院において可決・成立した。同法第2条（所掌事務）によれば、「審議会は、二十一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する。2 審議会は、前項の規定により調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べる。」と規定されている。

同設置法に基づき、同年7月27日、小渕内閣において「司法制度改革審議会」（以下「審議会」という）が設置された。

その第1回会議（同日開催）の議事録によれば、小渕首相は「我が国は今、内外の極めて厳しい環境の下、大きな転換期を迎えております。21世紀の我が国社会においては、社会の複雑・多様化、国際化等に加え、規制緩和等の推進により、社会が事前規制型から事後チェック型に移行してまいります。このような社会においては、社会の諸活動が公正かつ透明なルールに基づいて行われるとともに、国民一人ひとりの権利が十分に守られることの必要性がますます高まり、司法の役割はより一層重要なものになると考えております。そのような状況の下におきましては、司法制度を国民にとってより身近で利用しやすいものとし、司法制度が法的紛争を適正迅速に解決して国民の権利の実現を図るとともに、社会情勢に応じて法秩序を維持し、国民の基本的人権を擁護していくその役割を十全に果たし得るものとするべきであると考えられます。そこで政府といたしましては、21世紀を目前に控えたこの時期に、利用者である国民の視点に立って21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関する基本的な施策について有識者の皆様に審議をしていただく必要があると考え、本審議会を内閣に設置したものであります。政府といたしましては、本審議会において、このような観点から今後2年間にわたり十二分な審議を行っていただき、内閣に有益な御意見を頂くことを期待しており、充実した審議が可能となるよう有効適切な対応に努めて参りたいと考えております。（略）」とあいさつしている（下線は筆者）。

その後、審議会は約2年間にわたり合計63回の審議を行い、平成13年6月12日、最終意見を決定し、当時の小泉首相に提出した。第63回会議において、小泉首相は「ただいま、佐藤会長（注：佐藤浩治近畿大学法学部教授・京都大学名誉教授）から、司法制度改革審議会の意見書をいただきました。委員の皆様方には、平成11年7月の審議会発足以来、2年間で60回を優に超える会議を重ね、精力的な調査審議を行っていただき、心から感謝いたします。今般の司法制度改革は、昭和22年に施行された『日本国憲法』に基づいて発足した現行の制度を、半世紀余を経て初めて、利用者である国民の視点から抜本的に改革するものであり、大変意義深いものと考えております。21世紀にふさわしい、自由で活力ある健全な経済・社会システムを確立するためには、明確なルールと自己責任原則に貫かれた、事後チェック・救済型社会への転換を更に進めることが必要であり、国民の権利・利益を救済する司法の機能の充実・強化が極めて重要です。その意味で、司法制度改革は、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進めていく上で不可欠なものであり、国家戦略の中に位置付けるべき重要課題と考えております。本日いただきました意見書には、司法制度が我が国社会の基盤としてその機能を十二分に発揮できるよう、司法制度の改革と基盤の整備に向けて広範な提言を盛り込み、『国民の期待に応える司法制度』、『司法制度を支える法曹の在り方』、『国民的基盤の確立』という3つの柱を掲げているものと承知しております。内閣としては、この御意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととし、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手して、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。（略）」とあいさつを述べている（下線は筆者）。そして、平成13年7月26日をもって審議会は2年の設置期限が満了した。

第2 司法制度改革審議会意見書

審議会によって決定され、小泉首相に提出された司法制度改革審議会意見書（以下「意見書」という）は、

はじめに
I 今般の司法制度改革の基本理念と方向
II 国民の期待に応える司法制度
III 司法制度を支える法曹の在り方
IV 国民的基盤の確立
おわりに

という構成をとっているが、小泉首相のあいさつにもあった「3つの柱」は、Iにおいて

第2 21世紀の司法制度の姿

1. 司法制度改革の三つの柱
2. 21世紀の司法制度の姿
 - (1) 国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）
 - (2) 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）
 - (3) 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

という形で冒頭に述べられ、II以下にそれぞれ各論が記述されている。

本稿におけるテーマである「裁判員裁判」制度は、「IV 国民的基盤の確立（国民の司法参加）」としてまとめられた。

第3 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

審議会による意見書の提出を受け、政府は平成13年11月9日、「司法制度改革推進法」を国会で成立させた。同法第1条（目的）において「この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。」と規定され、同法に基づき、平成13年12月、内閣に、小泉総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「司法制度改革推進本部」が設置され、平成14年3月には「司法制度改革推進計画」が閣議決定されるに及び、その後、司法制度改革のための様々な立法や法改正作業が行われていった。

そのなかでも、我が国の司法に新たに導入されることとなった「裁判員裁判」に関する法律としては、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年5月21日成立、平成21年5月21日施行）があり、この第1条（趣旨）には「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。」と規定され、同法に基づき、裁判所法や刑事訴訟法の改正がなされていった。

そして、同法附則第9条において「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と明記され、施行後3年経過時における「見直し」が予定されることとなったわけである。

第4 3年後見直し作業

政府は、内閣に「裁判員制度に関する検討会」を設け、井上正仁座長（東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長）のもとで、平成21年9月9日から平成25年2月1日までの間に合計16回にわたる会議を開催し、現在も継続中である。検討会議事録は、法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/shingil/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html）において閲覧可能であり、それによれば、各会議において議論されている項目及び内容は、概ね、以下のとおりである。

【第1回】（平成21年9月9日）

- （1）座長の選出
- （2）会議の運営について
- （3）検討会の開催趣旨等の説明

【第2回】（平成22年2月23日）

- (1) 裁判員制度の実施状況について（報告）
- (2) 法曹三者の裁判員制度への対応の現状

【第3回】（平成22年6月15日）

- (1) 裁判員裁判の実施状況（報告）
- (2) 「裁判員等経験者に対するアンケート調査」結果（報告）
- (3) 量刑分布（報告）
- (4) 「裁判員制度の運用に関する意識調査」結果（報告）

【第4回】（平成22年11月16日）

- (1) 裁判員制度の実施状況等について（報告）
- (2) 施行後1年を踏まえた法曹三者の裁判員制度への取組の現状
- (3) 裁判員制度の傍聴を踏まえての意見交換

【第5回】（平成23年3月1日）

- (1) 裁判員制度の実施状況等について（報告）
- (2) 今後の検討会の検討議題、検討方法等について

【第6回】（平成23年6月8日）

- (1) 裁判員制度の実施状況等について（報告）
- (2) 意見交換
 - ① 土屋美明委員「裁判員裁判に関わる報道の現状について」
 - ② 室城信之委員「裁判員に分かりやすい立証等に向けた警察の取組について」

【第7回】（平成23年9月27日）

- (1) 裁判員制度の実施状況等について（報告）
- (2) ヒアリング
 - 法医鑑定と精神鑑定の各専門医（5名）

【第8回】（平成23年12月13日）

- (1) 裁判員制度の実施状況等について（報告）
- (2) ヒアリング
 - ① 全国交通事故遺族の会
 - ② 全国犯罪被害者の会（あすの会）
 - ③ 性暴力禁止法をつくろうネットワーク
 - ④ 少年犯罪被害当事者の会

【第9回】（平成24年3月14日）

- (1) 裁判員制度の実施状況等について（報告）
- (2) 論点整理のための検討
 - ① 審理・公判前整理手続等
 - ② 評議等

【第10回】（平成24年6月1日）

- （1）施行後3年間の裁判員制度の実施状況等について
- （2）論点整理のための検討～裁判員等選任手続について

【第11回】（平成24年7月13日）

論点整理のための検討

- ① 裁判員等選任手続について、
- ② 対象事件等について

【第12回】（平成24年9月14日）

論点整理のための検討

- ① 裁判員裁判に関わるその他の手続（上訴審）
- ② 裁判員の義務・負担に関わる措置等について

【第13回】（平成24年10月9日）

（1）論点整理案の検討

- ① 対象事件の範囲等
 - i 対象事件に関し、以下の種類の事案をどのように取り扱うべきか
 - ア 性犯罪に係る事案
 - イ 薬物犯罪に係る事案
 - ウ 被告人の請求する否認事案
 - エ 死刑求刑事案
 - オ 薬害、公害、食品事故等に係る事案
 - ii 審理が極めて長期間に及ぶ事案について
- ② 裁判員等選任手続
甚大な災害発生等の非常事態時における裁判員等候補者の呼出しの在り方について
- ③ 公判・公判前整理手続
 - i 迅速かつ充実した分かりやすい審理に関する運用上の問題について
 - ア 主張及び証拠の整理等は適切に行われているか。
 - イ 審理の長期化防止のため、運用上の工夫は適切に行われているか。
 - ウ 公判手続の更新は適切に行われているか。
 - ii 公判・公判前整理手続に関するその他の問題点について
 - ア 裁判員法第39条の説明方法等について
 - イ 少年の被告人につき裁判員裁判を実施する場合の審理方法等について
- ④ 評議、評決
 - i 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか。
 - ii 被告人に不利な判断をする場合、特に、死刑を言い渡す場合における評決要件について
- ⑤ 被害者等に対する配慮のための措置
 - i 被害者等の心情等への配慮のための運用上の工夫は適切に行われているか。

- ii 裁判員等選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じたその負担への配慮の在り方について

⑥ 上訴

死刑判決が言い渡された場合における上訴について

⑦ 裁判員等の義務・負担に関わる措置等

- i 裁判員やその経験者の負担に対する措置について

ア 裁判員等の心理的負担への対応その他のケアの在り方について

イ 守秘義務の範囲等について、裁判員等に十分な説明がなされているか。

- ii 守秘義務の範囲等の在り方について

⑧ その他

(2) 論点についての議論

対象事件の範囲等について

【第14回】(平成24年11月6日)

論点についての議論

① 裁判員等選任手続について

甚大な災害発生等の非常事態時における裁判員等候補者の呼出しの在り方について

② 公判・公判前整理手続について

- i 迅速かつ充実した分かりやすい審理に関する運用上の問題について

ア 主張及び証拠の整理等は適切に行われているか。

イ 審理の長期化防止のため、運用上の工夫は適切に行われているか。

ウ 公判手続の更新が適切に行われているか。

- ii 公判・公判前整理手続に関するその他の問題点について

ア 裁判員法第39条の説明方法等について

イ 少年の被告人につき裁判員裁判を実施する場合の審理方法等について

【第15回】(平成24年12月4日)

論点についての議論

① 評議・評決について

② 被害者等に対する配慮のための措置について

③ 上訴について

【第16回】(平成25年2月1日)

(注) 本報告の脱稿時においては、HP上の第15回議事録までが作成済みであり、第16回の議論状況は不明である。しかしながら、第13回において確認された論点整理に基づき、順次、各論点が議論されていくことになろう。

第5 関連～司法研修所・研究報告について

- 1 最高裁判所・司法研修所は、平成24年7月11日、「裁判員裁判における量刑評議の在り方につ

いて」と題する研究報告（以下「研究報告」という）をまとめ、マス・メディアに公表した。

同研究報告は、井田良氏（慶應義塾大学大学院教授）、大島隆明氏（現：金沢地方裁判所所長判事）、園原敏彦氏（現：札幌地方裁判所判事）、辛島明氏（現：広島高等裁判所判事）の4名の研究員によりまとめられたものである。

- 2 本セミナー開催時点においては、上記研究報告の内容は新聞報道等によってしか把握できなかったのであるが、その後、平成24年10月20日、財団法人法曹会より刊行・頒布される運びとなり、現在では、その内容を詳細に知ることができるようになった。

「裁判員裁判における量刑評議の在り方」という項目は、3年後見直し作業における論点整理中には直接的には盛り込まれていないが、今後の裁判員裁判に対して極めて大きな影響を与えることは必至であると考えられることから、本稿の末尾に引用して紹介しておきたい。

- 3 研究報告は、まず「刑法をはじめとする刑罰法規は、犯罪ごとにその成立の要件（構成要件）と刑罰を定めているが、これは、刑罰を科すことによって一定の法益の侵害に向けられた犯罪行為を抑止し、法益を保護しようとする趣旨のものとして理解されている」とし、「法定刑の差異も、法がその法益をどの程度強く保護しようとしているかの現れである」「以上のような通説的見解を前提とすれば、量刑においては、基本的には、法がどれほど強く守ろうとしている法益に対して、これをどの程度毀損する行為をしたのか、また、その法益を侵害したことについて被告人をどの程度非難することができるのかを検討し、法益保護の要請に反した程度に応じて刑罰という反作用の強弱が決められるべきであり、刑事責任の重さもそれにより量られるべきものと考えられる。」としている。

そして、「こうした考え方は、量刑とは、『被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすること』にあると捉えるものである。」とし、そのように考えるならば「刑量を定める基本は、犯罪行為そのものの重さでなければならない。そこから、犯罪行為それ自体に関わる事情（犯情）が刑量を定めるに当たっての基本である（第1次的に考慮される）とする考え方が導かれる。」「そして、刑罰には、同じような犯罪を予防する目的と被告人を更生させて社会復帰を図るという目的もあるので、これらの点に照らして考慮すべきその他の事情等も踏まえて、被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を判断することになる。もっとも、一般予防、特別予防という刑罰の目的は量刑を考えるに当たっての（少なくとも第1次的な）基準となるものではないから、これらの目的は、犯情によって決められる責任の枠を基本として刑量を調整する要素として位置付けられることになり、2次的に考慮されるべきものである。」としている。

- 4 研究報告は「裁判員裁判における死刑求刑事件への対応について」という項目において、「最二判昭58.7.8刑集37巻6号609頁（永山事件第1次上告審判決、いわゆる永山判決）では、（略）と判示している。ここで指摘されている事柄は、死刑か否かを判断するに当たって考慮すべき事情として概ね網羅的で、その後の裁判でもしばしば援用されたところから、時に永山基準と言われることがある。しかし、これらは単に考慮要素を指摘しているだけであって、基準とは言い難い。」としたうえで、研究報告は、「これらの要素が、具体的事件においてどのように評価されているかということを中心に先例を検討し、死刑とそれ以外の刑とがどこで分かれてき

たのかを検討する。」として、「昭和45年以降に言い渡され、昭和55年度から平成21年度までの30年間に確定した死刑求刑事件のうち死刑又は無期懲役が確定した殺人及び強盗殺人合計346件」を調査対象としている。

5 この調査結果について、大まかにまとめてみると、以下のようになろう。

(1) 統計的にみると、死刑宣告のもっとも大きな要素となっているのは、被害者の数である。

死亡被害者数	求刑合計	死刑宣告		無期刑宣告	
1名	100件	32人	32%	68人	68%
うち殺人	48件	18人	38%	30人	62%
うち強盗殺人	52件	14人	27%	38人	73%
2名	164件	96人	59%	68人	41%
うち殺人	65件	31人	48%	34人	52%
うち強盗殺人	99件	65人	66%	34人	34%
3名	82件	65人	79%	17人	21%
うち殺人	61件	44人	2%	17人	28%
うち強盗殺人	21件	21人	100%	0人	0%

(2) 死亡被害者1名の殺人事件では、身代金目的、保険金目的での殺人とわいせつ・姦淫目的で拐取した後の殺人については、死刑の比率が高い。身代金目的の誘拐殺人で無期懲役とされたもの(5件)はいずれも拐取前に殺害を計画していたものではない。生命保険金騙取目的での殺人(7件)は死刑は2人にとどまり、比率は高くない。わいせつ・姦淫目的で誘拐した後の殺人(10件)についてはすべて一連の犯行に着手する前には被害者に対する殺意はないと認められた事案であり、死刑とされたのは3人にとどまる。

(3) 死亡被害者1名の強盗殺人事件については、当初から被害者を殺害することを計画・決意していなかった場合には、死刑が選択された事例はない。死刑宣告を受けた14人中8人は、全員が当初から被害者を殺害することを計画・決意していた事例である。もっとも、当初から被害者を殺害することを計画・決意していた事例であっても無期懲役が選択された多くの事例もあり、犯行動機、具体的な犯行の計画性の程度、犯行の社会的影響、被告人の前科や余罪など、種々の犯情や一般情状を総合して、死刑と無期懲役との選択の判断がなされているようである。

(4) 死亡被害者2名の殺人事件では、死刑と無期懲役の選択割合が拮抗している。

死刑が選択された事例(31人)を類型化すれば、①無期懲役の仮釈放中に死亡被害者2名の殺人事件を犯したものの、②利欲(身代金、保険金、その他)目的の殺人、わいせつ・姦淫目的で被害者を拐取した後の殺人、③暴力団抗争事件における殺人又はその過程での口封じのための殺人、④無差別殺人、⑤殺害態様の際立った残虐性が死刑選択に影響を与えたと思われる事例、とされる。

無期懲役が選択された事例(34人)については、①心神耗弱が認定されたもの、②被害者2名に対する関係で、殺害の計画性がないと認定され、又は、殺害の計画性は高くない、

綿密な計画の下での犯行ではない、用意周到な犯行ではない、などと認定された事例、とされる。

- (5) 死亡被害者2名の強盗殺人事件で死刑が選択された事例は、①無期懲役の仮釈放中での犯行、②同一機会における犯行で、当初から2名に対する強盗殺人の犯意を有していた事例、③2回の機会における犯行で、そのそれぞれにおいて、当初から各被害者に対する強盗殺人の犯意を有していた事例、であり、②及び③の類型が最も多数である。

無期懲役が選択された事例については、①犯行現場において強盗殺人の犯意が発生した(一連の犯行前には、強盗殺人の犯意がなかった)と認定された事例、②犯行現場において、被害者とのやり取りを端緒として強盗殺人を犯した事例、である。

もっとも、①の類型においても、殺害方法が特に残虐であって極めて強固な殺意に基づく犯行であったり、強姦や放火に伴うものであるなど、犯情の悪質さを高める要素が含まれているものは、死刑が選択された事例がある。

また、被告人と被害者(のうちの1人)との間の当該事件における具体的な関係が、被告人に斟酌すべき事情とされ、無期懲役選択に相当の影響を与えていると思われる事例もある。

- (6) 死亡被害者3名以上の殺人事件のうち、無期懲役が宣告された事例(17人)は、①心神耗弱が認定されたもの、②他の共犯者との刑の均衡や犯行への寄与の度合いの相違、首謀者が圧倒的な影響力を持っていたような事例、③社会的にみた場合の犯意の単一性、家庭内という限られた人間関係のもとでの犯行を考慮した事例、などである。
- (7) 死亡被害者3名以上の強盗殺人事件については、すべてについて死刑が宣告されている。

第6 おわりに

ひとつおり、裁判員裁判制度発足後、3年を経過した時点における見直し作業の状況(骨子)を報告した。今後も「裁判員制度に関する検討会」の作業内容を注視しつつ、現実の裁判員裁判実務における量刑が果たして、何らかの客観的な基準に基づいたものであるかどうか、個々の事案について適正な量刑判断がなされているかどうかについて、検討していく必要がある。

以上